

両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減 ～高額医療・高額介護合算療養費制度～

医療費・介護費それぞれを合計した1年間の自己負担額が高額となった場合、定められた自己負担限度額を超えた分が高額医療・高額介護合算療養費として支給される制度が始まりました。

●支給要件・支給額

世帯内の同じ医療保険の被保険者の方全員が、1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。

●計算期間等

前年8月1日から当年7月31日までの期間(初年度のみ平成20年4月1日から平成21年7月31日までの期間)

毎年7月31日を「基準日」として基準日に加入している医療保険者に申請をします。

※次に該当する方は、転居前の市町村や以前加入していた医療保険制度の保険者への手続きが必要となります。

- 計算期間中に
- ・市町村を越えて転居された方
 - ・医療保険を変わった方

医療保険が甲賀市の国民健康保険または後期高齢者医療保険以外(社会保険等)の方は、加入されている医療保険者へ申請してください。申請には介護サービスの利用分(自己負担額)を証明するための「介護保険自己負担額証明書」が必要です。「介護保険自己負担額証明書」の交付については、下記までお問い合わせください。

問い合わせ 保健介護課 介護保険担当
☎ 65-0698 ☎ 63-4085

制度の詳細や、具体的な手続き方法等は、下記までお問い合わせください。

問い合わせ 保険年金課
☎ 65-0688・0689 ☎ 63-4618

防災講演会



講師 ●同志社大学社会学部
教授 立木茂雄氏
たちきしげお

参加費 ●無料
場 所 ●甲南情報交流センター
「忍の里プラザ」

日 時 ●9月5日(土)
13時30分～15時13時開場

「災害時における自助・共助・公助」
「災害時要援護者支援の必要性」

となっているなど、災害時要援護者についての対策は、災害時において人的被害を少なくしていくための重要課題となっています。NHKのクローズアップ現代にも出演された防災学の研究者である立木教授が、災害時における自助・共助・公助を通じ、災害時要援護者支援の必要性と取り組みをどのようにしているか、熱く語られます。

問い合わせ

総務課 総合防災係

☎ 65-0733 ☎ 63-4554

ここ数年の風水害など自然災害においては、犠牲者の大半が高齢者

いのち輝く未来のために

第4回

甲賀市人権教育研究大会

日時/8月23日(日) 13:30～16:20

場所/陶芸の森信楽産業展示館ホール

内容/●実践発表 地域から、学校・園から
●講演

「心はリンゴをあなたにも」
リンゴのイラスト

しまむらかずお
島村一夫さん(高知市立長浜市民会館館長)
※手話通訳、要約筆記があります。

問い合わせ 人権推進課 人権教育推進担当
☎ 65-0693 ☎ 63-4582